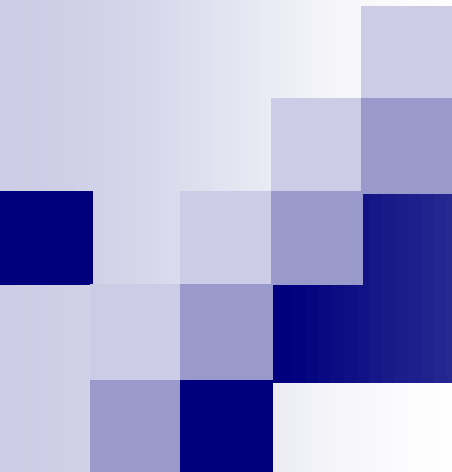




大阪市地域防災計画 修正案について

令和7年3月28日(金) 大阪市防災会議



【大阪市地域防災計画について】

- ❑ 災害対策基本法第42条の規定に基づき、大阪市防災会議が作成する計画
- ❑ 本市域における災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関する事項を定める
- ❑ 大阪市防災会議は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、この計画に毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正を行う

【修正の背景】

- ❑ 令和6年能登半島地震の現地の被災状況や被災地支援等を踏まえた本市における防災対策等の課題
- ❑ 国の防災基本計画の修正（令和6年6月）、大阪府の地域防災計画の修正（令和7年3月）等

【修正の趣旨】

- ❑ 能登半島地震及び国や府の動向等を踏まえた、本市の防災・減災対策の一層の強化、推進を図る

修正案の主なポイント



令和6年能登半島地震を踏まえた修正

○水の確保

- ・下水処理水を避難所等へ運搬できるよう事前に関係事業者等と協定締結、災害時協力井戸制度の活用

○避難所等の適切な運営

- ・関係機関・団体と連携し、無料で利用できる一般公衆浴場での入浴支援やクリーニング事業者での洗濯支援を実施
- ・家庭動物の一時預かり等、獣医師会や動物取扱事業者等の民間団体から必要な支援が受けられるよう、協定の締結に努める

○避難所の確保等

- ・避難の長期化に伴う衛生管理等に向け、要配慮者等が2次避難先として民間宿泊施設等を活用できるよう協定締結

○備蓄体制の強化

- ・津波避難施設への備蓄物資の配備に努める

○受援体制の整備

- ・応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペースなど宿泊場所として活用可能な施設等の確保、リスト作成

○被害認定調査業務の効率化及び平準化

- ・罹災証明書の発行や応援職員等による支援が円滑に行えるよう、汎用性かつ利便性が高く、他の多数の自治体でも採用されている被災者支援システムを導入し運用

○帰宅困難者対策

- ・ターミナル駅周辺の滞留者対策として、一時滞在施設の提供や物資等の支援を行い、交通情報や安否確認もできる大阪防災アプリの利用を呼びかける

など

国、大阪府の動向等を踏まえた修正

○動員基準の追加

- ・市域の震度が3以下で、気象庁震度観測点において長周期地震動階級3又は4が観測されたときは4号動員（情報連絡体制）

○国の新たな総合防災情報システムの運用開始を受けた対応

- ・防災関係機関との情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を総合防災情報システムに集約できるよう努める

○避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援拠点

- ・災害時避難所は在宅避難者等の支援のための拠点となることから、物資の補充等の支援を行う

○被災地への情報伝達、物資輸送

- ・衛星通信を活用したインターネット機器による情報伝達、無人航空機等の輸送手段の確保

○輸送体制の整備

- ・あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受け体制の整備を図るとともに、関係機関、団体等への周知及び普及を図る

など

※全112節のうち、54節を修正

令和6年能登半島地震を踏まえた修正



○水の確保

生活雑用水等の確保

新旧対照 対策編【本編】 P82、P180

災害後一定の期間を経過すると、生活雑用水等の需要が急激に増加

- ・処理水を供給する設備を市域の全ての下水処理場で整備
(12処理場のうち9処理場で整備済み 残りの3処理場は令和8年度末までに完成予定)
- ・各避難所等への処理水運搬の検討(民間事業者との協定締結等)や運搬にかかるルール等のマニュアルを整備

井戸水の確保

新旧対照 対策編【本編】 P82、P181

災害後一定の期間を経過すると、生活雑用水等の需要が急激に増加

- ・「災害時協力井戸制度」を活用
- ・既に防災活動に関する協定を締結している農業用井戸の適切な利用を促進
- ・その他の市内の井戸については、所有者に対して「災害時協力井戸制度」の周知および登録を推進



令和6年能登半島地震を踏まえた修正



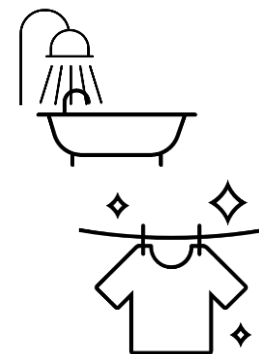
○避難所等の適切な運営

入浴・洗濯等の支援

新旧対照 対策編【本編】 P181

避難の長期化による衛生管理や災害関連死の防止

- ・無料で利用できる一般公衆浴場での入浴の支援
- ・無料で利用できるクリーニング事業者での洗濯の支援



家庭動物との同行避難

新旧対照 対策編【本編】 P33、P127

家庭動物飼養者の被災時ニーズに配慮

- ・同行避難した避難者を適切に受け入れられるよう、家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努め、家庭動物のためのスペース確保
- ・家庭動物の一時預かり等、獣医師会等から必要な支援が受けられるよう協定を締結し、連携

【啓発リーフレット(表面)】



令和6年度避難所の生活環境改善の概要

参考

○ 排便処理セットの買入(R7.2配備完了)

発災初日は、簡易トイレの使用を基本とし、国のガイドラインでの目安「1人1日あたり5回排泄」を満たす排便処理セットの必要数を緊急的に確保する。

排便処理セット(100回分)
:12,993セット



避難所での設営イメージ



○ 簡易ベッド及びパーティション(簡易テント)の買入 (R6補正予算対応予定)

プライバシー確保を目的に、国の交付金を活用し、「避難行動要支援者の50%(現物備蓄率)」を満たす簡易ベッド及びパーティション(簡易テント)の必要数を確保する。

簡易ベッド:5,755個
パーティション(簡易テント):4,442個



※今後、府の動向を踏まえ「大阪市避難所運営にかかる備蓄計画」を改定予定

令和6年能登半島地震を踏まえた修正



○避難所の確保等

2次避難所の確保

新旧対照 対策編【本編】 P32、P128

避難の長期化に伴う衛生管理や災害関連死の防止

- ・避難所での生活が困難な方の避難先として民間宿泊施設等を活用できるよう施設運営事業者等と協定を締結

○備蓄体制の強化

津波避難施設への物資の備蓄

新旧対照 対策編【本編】 P30

津波避難施設へ避難された方が、救助が来るまでの間に命をつなぐ

- ・津波避難施設への備蓄物資を配備

(令和6年度については、湾岸9区※において各5施設を選定し、配備済み)

※福島区、此花区、西区、港区、大正区、西淀川区、淀川区、住之江区、西成区

令和6年能登半島地震を踏まえた修正



○受援体制の整備

応援職員等の宿泊場所・執務スペースの確保

新旧対照 対策編【本編】 P74、165、166

他の自治体からの応援職員等を受け入れるにあたっての環境整備・装備の充実等が必要



・応援職員等に対する宿泊場所や執務スペースを事前に準備するにあたっての留意事項を追加

宿泊場所	ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点、車両を設置できる空き地などの施設等のリスト化
	キャンピングカーの提供に関する協定を締結
執務スペース	会議室のレイアウトの工夫、テレビ会議の活用
	感染症対策とプライバシーに配慮した適切な空間の確保
その他	円滑な執務に向けた資機材等の確保

令和6年能登半島地震を踏まえた修正



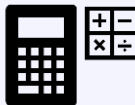
○被害認定調査業務の効率化及び平準化

被災者支援システムの更新

新旧対照 対策編【本編】 P13、87

被害認定調査の円滑な実施及び罹災証明書の迅速な発行への支障が懸念

- ・被災者支援システムの更新に際し、汎用性かつ利便性が高く、他の多数の自治体でも採用されているシステムを導入し、受援の円滑化と被害認定調査等のシステム化を図る(令和7年度運用開始予定)

	被害認定調査業務		罹災証明書発行業務
	記録方法の違い	家屋損害割合の 計算方法の違い	損害割合に基づく 判定結果の記録方法の違い
現 行	調査結果を 調査票(紙)に記録  被害状況を デジタルカメラで撮影 	手作業による計算 	個別入力  全壊・半壊等 
更新後	調査結果・被害状況を タブレット端末で 記録・撮影 	システムによる 自動計算 	一括反映  全壊・半壊等 

※本市職員への研修については継続的に実施

令和6年能登半島地震を踏まえた修正



○帰宅困難者対策

帰宅困難者対策

新旧対照 対策編【本編】 P40、132

ターミナル駅周辺での一斉帰宅により集団転倒や交通事故、死傷者の発生があり、緊急輸送等の応急対策活動ができなくなる

- ・旅行者等の一時滞在施設の確保及び備蓄物資の配備
(令和6年度中に配備予定)
- ・大阪防災アプリを活用した情報発信の強化



大阪防災アプリマップ画像
(令和6年10月実施済)



一時滞在施設アイコン

国、大阪府の動向等を踏まえた修正



○動員基準の追加

動員基準の追加

新旧対照 共通編【本編】 P45

緊急地震速報（警報）の発表基準に「長周期地震動階級3以上と予測した場合」が追加



- ・本市の災害対策活動を迅速かつ的確に対応するため、職員の動員体制を強化
- ・情報連絡体制（4号動員）（令和6年8月実施済）

○国の新たな総合防災情報システムの運用開始を受けた対応

総合的な防災システムの整備

新旧対照 対策編【本編】 P17

的確な災害応急対策を実施するため、総合的な防災情報システムの充実



- ・国、大阪府の防災関係機関との情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、総合防災情報システムに集約

国、大阪府の動向等を踏まえた修正



○避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援拠点

災害時避難所

新旧対照 対策編【本編】 P30、P128

避難所以外で避難生活を行う避難者の支援



- ・災害時避難所は在宅避難者等の支援のための拠点となることから、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援
- ・被災者支援に係る情報を在宅避難者等に対しても提供

国、大阪府の動向等を踏まえた修正



○被災地への情報伝達、物資輸送

情報伝達

新旧対照 対策編【本編】 P18

災害時における地域の情報収集・連絡体制の充実

- ・緊急速報メール等に加え、衛星通信を活用したインターネット機器など様々なシステムを利用した情報伝達の整備

被災地への物資輸送

新旧対照 対策編【本編】 P79

災害時に必要な物資の迅速な物資の提供

- ・物資の調達・配送を円滑に行うために緊急時の輸送体制の整備
- ・交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保

(令和6年3月現在、(一社)大阪府ドローン協会ほか5団体と協定締結済)

国、大阪府の動向等を踏まえた修正



○輸送体制の整備

輸送体制の整備

新旧対照 対策編【本編】 P22、109

緊急通行車両確認標章等の事前交付（災害対策基本法施行令の改正）



- ・緊急通行車両として使用する計画のある車両については、大阪府公安委員会に対し緊急交通車両確認申出を行い、事前に緊急通行車両確認標章等の交付により、災害時における緊急輸送体制を整備
（旧制度では事前届出済証の交付と災害時の緊急通行車両確認証明書の交付が必要であったが、新制度では事前交付のみで対応が可能となった）

パブリック・コメント実施結果



- ・意見等受付期間 令和6年12月23日から令和7年1月22日まで
- ・結果公表日 令和7年2月27日
- ・集計結果 総意見件数 3件（意見総数 6件）

総受付件数	持 参	送 付	ファックス	電子メール	その他
3	0	2	0	1	0

- ・意見を踏まえた修正箇所数 5箇所
- ・意見の要旨と本市の考え方

修正箇所	意見の要旨	本市の考え方
対策編【本編】 P13、87の2箇所	・「応援職員の支援を円滑に実施可能＝多数の自治体で導入されている」という考え方は正しくないのではないか。 ・他の自治体で多く使われている事ではなく、実運用に寄り添ったシステムの機能面や利便性が重要ではないか。	ご意見を踏まえ、以下のように修正（下線部を追記） 災害発生時に必要となる罹災証明書の発行や避難所開設等を円滑に行うため、また、応援職員等による支援が円滑に行えるよう、汎用性かつ利便性が高く、他の多数の自治体でも採用されているシステムを導入し運用できるように図っておく。
対策編【本編】 P202（修正なし）	・被災者生活再建の迅速化には、被災者台帳のデジタル化も重要だが、より重要なのは住家被害認定調査のデジタル化ではないか。 ・住家被害認定調査のデジタル化についても、しっかり考えてもらいたい。	（修正しない） 新たな被災者支援システムは、タブレットを使用した被害認定調査の実施や家屋損害割合判定を自動化することを目的としたシステムです。
対策編【本編】 P1、128、170の3箇所	・不要な句読点の削除など	ご意見のとおり修正